

## 令和3年 第12回農業委員会議事録

令和3年12月24日午前10時00分に第12回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 星 川 敬 夫	2 番 柳 橋 澄 子	3 番 小 関 金 也
4 番 大 崎 清 孝	5 番 高 橋 央	6 番 石 川 富 士 太 郎
7 番 笹 原 哲	8 番 小 松 栄 作	9 番 鈴 木 勲
10 番 沼 澤 克 己	11 番 西 塚 孝 也	12 番 鈴 木 藤 光
13 番 伊 勢 村 孝 之	14 番 齋 藤 吉 勝	15 番 後 藤 一 彦
16 番 星 川 礼 子	17 番 西 塚 喜 行	18 番 本 間 俊 悦
19 番 武 田 春 信		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

5 番（高橋 央） 番（ ） 番（ ） 番（ ）

《無断遅刻》

番（ ） 番（ ） 番（ ） 番（ ）

《通告欠席》

3 番（小関 金也） 4 番（大崎 清孝） 番（ ） 番（ ）

《無断欠席》

番（ ） 番（ ） 番（ ） 番（ ）

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	岸 栄樹	事務局長補佐	田中 誠
事務局主事	小林 沢子	事務局主事	菅野 幹太

2. 本会議の会議件数は次のとおりである。

- 報第17号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 議第50号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第51号 尾花沢市農用地利用集積計画について
- 議第52号 農地等生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予に関する適格証明願  
について
- 議第53号 農地等生前一括贈与に係る不動産取得税の徴収猶予に関する適格  
証明願について

## 令和3年 第12回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和3年第12回通常総会を12月24日（金）市役所大会議室において午前10時00分より開会した。

（岸局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（岸局長）

ご着席願います。3番小関金也委員、4番大崎清孝委員より欠席する旨、5番高橋央委員より遅れる旨連絡がございました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は16名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

どうも皆さん、こんにちは。雪も降りましたけれども、今年はまだ、尾花沢らしい雪の量には達しませんけれども、25、26日頃から寒波が来て雪が降るとの予報が出ておりますので、皆さんには十分体に気を付けて風邪などひかないようにしてくださるようお願いいたしまして挨拶に代えさせていただきます。

（岸局長）

ありがとうございました。次に議長であります。尾花沢市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしくお願いいたします。

（議 長）

只今より令和3年第12回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、5番 高橋 央委員 6番 石川富士太郎委員 以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長をして報告いたさせます。事務局長。

(岸局長)

命により、農業委員会事務処理報告をさせていただきます。次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。まず、はじめに、報第17号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、報第17号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告いたします。議案書は1頁から3頁になります。案件は27件であり、貸人、借人、両者による合意解約です。解約後の利用についてですが、1頁と2頁は相対契約の解約です。3頁のうちNo.16から19はみちのく村山農協が間に入った農地利用集積円滑化事業関係の解約です。No.20から27はやまがた農業支援センターの農地中間管理事業関係の解約です。申請地、申請人、解約後の利用については資料のとおりです。以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありました。この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようですので、終結いたします。

これより報第17号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に、議第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、10番沼澤克己委員の退席を求めます。

(10番 沼澤委員 退席)

それでは、事務局の説明を求めます。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

議第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」は2頁から4頁です。

所有権移転についてご説明いたします。案件は6件です。No.1、4、5の渡人は市外転出による農業廃止のため、No.2は市外転出による贈与のため、No.3、6は贈与のため、受人は、No.1、2、4、5、6は経営規模拡大のため、No.3は新規就農のための所有権移転です。No.1からNo.6は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

つづいて、賃貸借権の設定についてご説明いたします。4頁をご覧ください。案件は5件です。No.1の貸し人は相手方の要望のため、No.2は市内居住の農業廃止のため、No.3、5は労力不足のため、No.4は市外転出の農業廃止のため、借り人はNo.1が新規就農のため、No.2～5は経営規模拡大のための貸借です。

No.1からNo.5は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより議第50号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。10番沼澤克己委員、復席ください。

(10番 沼澤委員 復席)

次に、議第51号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。

ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、10番沼澤克己委員、19番武田春信委員の退席を求めます。

(10番 沼澤委員、19番 武田委員 退席)

(議長)

それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、議第51号「尾花沢市農用地利用集積計画について」説明いたします。議案書8頁の農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からになります。今回申請のありました計画面積は、賃貸借設定が1,729a、うち再設定が875a、所有権移転は615a、計画面積合計は2,345aとなります。申請地は、すべて農振農用地区域です。

隣に移りまして対象の土地になります。賃貸借設定は、田が1,693a、うち再設定

は 8 3 9 a、畑は再設定のみで 3 6 a、所有権移転は、他が 4 4 5 a で、畑が 1 7 0 a、合計しますと田が 2, 1 3 8 a、畑が 2 0 6 a です。

続いて、対象人数になります。賃貸借設定は、出し手 2 8 名、うち再設定 1 4 名、受け手 1 6 名、うち再設定が 7 名です。所有権移転は、出し手 1 0 名、受け手 9 名、合計しますと、出し手が 3 8 名、受け手が 2 5 名です。

それでは次に、下段に移りまして期間別内訳になります。賃貸借設定は、3 年から 5 年が 1 0 件で 6 6 3 a、6 年から 9 年が 3 件で 3 0 7 a、1 0 年以上が 1 5 件で 7 5 8 a です。

次に隣に移りまして、1 0 a 当たり借賃・対価です。賃貸借設定は、田の物納が 1 2 kg から 9 1 kg、現金が 4 千円から 1 万 5 千円、畑の現金が 7 千円です。所有権移転は、田が 5 千円から 3 4 万 1 千円、畑が 5 千円から 1 4 万 2 千円です。

それでは頁移りまして、9 頁からは個別状況です。No. 1 から 1 0 頁 No. 1 4 までは新規の設定、No. 1 5 から No. 2 8 までは再設定となります。1 2 頁からは所有権移転で、1 1 件あります。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。慎重なる審議のほどよろしくお願いいたします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議 長)

ご質疑もないようでありますので、終結いたします。これより議第 5 1 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)



賛成多数であります。よって本案は原案のとおり決しました。10番沼澤克己委員、19番武田春信委員、復席ください。

(10番 沼澤委員、19番 武田委員 復席)

(議長)

次に、議第52号「農地等生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予に関する適格証明願いについて」を上程いたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、議第52号「農地等生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予に関する適格証明について」ご説明いたします。議案書14頁および15頁をご覧ください。

農地の生前一括贈与をし、贈与税の納税猶予の適用を受けた方は、3年毎に猶予継続の申請をすることとなっており、その申請年に当たる方が一覧のとおりとなります。

贈与を受けた方が贈与農地を耕作し農業経営しているか否かで、適格証明ができるかを審査していただきます。よろしくお願いします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第52号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第53号「農地等生前一括贈与に係る不動産取得税の徴収猶予に関する適格証明願いについて」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、議第53号「農地等生前一括贈与に係る不動産取得税の徴収猶予に関する適格証明について」ご説明いたします。議案書16頁および17頁をご覧ください。

農地の生前一括贈与をし、不動産取得税の徴収猶予が適用された方は、3年毎に猶予継続の申請をすることとなっており、その申請年に当たる方がこの一覧の方々です。

贈与を受けた方が贈与農地を耕作し農業経営しているか否かで、適格証明ができるかを審査していただきます。よろしく申し上げます。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第53号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。これをもって、令和3年第12回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

午前10時33分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和3年12月24日

尾花沢市農業委員会

議長 \_\_\_\_\_

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_